

坂井市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（案）	確認事項	坂井市社会教育指導員設置等に関する規則（案）	確認事項				
<p style="text-align: right;">平成 27 年〇月〇日 教育委員会規則第〇号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 7 の規定に基づき、坂井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員に補助執行させるに当たり、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（補助執行）</p> <p>第 2 条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次の表の右欄に掲げる事務を同表左欄に掲げる職員に補助執行させるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">職員</th> <th style="text-align: center;">補助執行させる事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">総務部まちづくり推進課に属する職員</td> <td style="text-align: center;">コミュニティセンターにおける社会教育に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（専決）</p> <p>第 3 条 前条の規定により教育委員会の権限に属する事務を補助執行する場合において、補助執行職員は、坂井市教育委員会事務決裁規程（平成 18 年坂井市教育委員会訓令第 1 号）の規定を準用して、所管に係る事項を専決処理することができる。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>《参考》</p> <p>地方自治法第 180 条の 7（事務の委任等）</p> <p>普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。</p> </div>	職員	補助執行させる事務	総務部まちづくり推進課に属する職員	コミュニティセンターにおける社会教育に関すること。	<p style="text-align: center;">平成18年3月20日 教育委員会規則第23号 改正 平成27年 月 日教委規則第〇号</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 社会教育の振興を図るため、坂井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に社会教育指導員(以下「指導員」という。)を置く。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、「社会教育」とは社会教育法(昭和24年法律第207号)第2条に規定するものを、「社会教育関係団体」とは同法第10条に規定するものをいう。</p> <p>（職務）</p> <p>第3条 指導員は、特定事項について、次の職務を行う。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 社会教育に関する直接指導及び学習相談を行うこと。</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 社会教育関係団体の育成等を行うこと。</p> <p>（定数）</p> <p>第4条 指導員の定数は5人以内とし、教育一般に関して豊富な識見を有し、かつ、社会教育に関する指導技術をもつ者の中から教育委員会が任命する。</p> <p>（任期）</p> <p>第5条 指導員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠指導員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">2 指導員は、再任することができる。</p> <p style="margin-left: 20px;">3 満70歳に達した者は、任命できない。ただし、任期途中において満70歳に達したものはこの限りでない。</p> <p style="margin-left: 20px;">4 第1項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、指導員を免ずることができる。</p> <p>（勤務）</p> <p>第6条 指導員は、非常勤とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">2 指導員は、坂井市コミュニティセンター条例施行規則（平成27年坂井市規則第〇号）第11条に規定する連絡等にあたるセンターに置くものとする。</p> <p>（研修）</p> <p>第7条 指導員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術習得に努めなければならない。</p> <p>（その他）</p> <p>第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="margin-left: 20px;">この規則は、平成18年3月20日から施行する。</p> <p style="margin-left: 40px;">附 則(平成20年3月26日教委規則第5号)</p> <p style="margin-left: 20px;">この規則は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="margin-left: 20px;">この規則は、平成27年〇月〇日から施行する。</p>	<p style="text-align: right;">平成18年3月20日 教育委員会規則第23号 改正 平成27年 月 日教委規則第〇号</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 社会教育の振興を図るため、坂井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に社会教育指導員(以下「指導員」という。)を置く。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、「社会教育」とは社会教育法(昭和24年法律第207号)第2条に規定するものを、「社会教育関係団体」とは同法第10条に規定するものをいう。</p> <p>（職務）</p> <p>第3条 指導員は、特定事項について、次の職務を行う。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 社会教育に関する直接指導及び学習相談を行うこと。</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 社会教育関係団体の育成等を行うこと。</p> <p>（定数）</p> <p>第4条 指導員の定数は5人以内とし、教育一般に関して豊富な識見を有し、かつ、社会教育に関する指導技術をもつ者の中から教育委員会が任命する。</p> <p>（任期）</p> <p>第5条 指導員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠指導員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">2 指導員は、再任することができる。</p> <p style="margin-left: 20px;">3 満70歳に達した者は、任命できない。ただし、任期途中において満70歳に達したものはこの限りでない。</p> <p style="margin-left: 20px;">4 第1項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、指導員を免ずることができる。</p> <p>（勤務）</p> <p>第6条 指導員は、非常勤とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">2 指導員は、坂井市コミュニティセンター条例施行規則（平成27年坂井市規則第〇号）第11条に規定する連絡等にあたるセンターに置くものとする。</p> <p>（研修）</p> <p>第7条 指導員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術習得に努めなければならない。</p> <p>（その他）</p> <p>第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="margin-left: 20px;">この規則は、平成18年3月20日から施行する。</p> <p style="margin-left: 40px;">附 則(平成20年3月26日教委規則第5号)</p> <p style="margin-left: 20px;">この規則は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="margin-left: 20px;">この規則は、平成27年〇月〇日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">→地域づくりへの関わり</p> <p style="text-align: center;">→任期を改正</p> <p style="text-align: center;">→追加</p>
職員	補助執行させる事務						
総務部まちづくり推進課に属する職員	コミュニティセンターにおける社会教育に関すること。						